

京都市告示第 196 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 17 年 4 月 28 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
油小路通	南区西九条東島町63番地の1地先から	旧	メートル 645.10	27.00 ～メートル 30.00
	同区西九条東柳ノ内町4番地地先まで	新	645.10	26.95 ～ 45.00
岩倉2号線	左京区岩倉長谷町133番地地先から	旧	32.90	3.70 ～ 6.00
	同町246番地地先まで	新	32.90	3.89～ 4.70
札ノ辻通	南区西九条東島町5番地の1地先から	旧	5.40	10.70
	同町7番地の1地先まで	新	5.40	10.95 ～ 21.90
南第二緯10号線	南区西九条東島町59番地地先から	旧	30.00	5.75
	同町50番地の1地先まで	新	10.40	5.99 ～ 6.01

南第二緯20号 線	南区東九条松田町103番地の2地先から	旧	30.00	3.75
	同町101番地の8地先まで	新	11.00	4.00
南第二緯21号 線	南区東九条松田町67番地の3地先から	旧	30.00	5.70 ~ 5.75
	同町6番地の46地先まで	新	10.50	5.99 ~ 6.00

(建設局道路部道路明示課)